

損害賠償に関する専決処分報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 4 年 12 月 7 日提出

熊取町長 藤原敏司

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、議会において指定されている事項について、次のとおり専決処分する。

令和 4 年 11 月 25 日専決

熊取町長 藤原敏司

1. 事故発生日時 令和 4 年 7 月 29 日 午後 1 時 20 分頃
2. 事故発生場所 熊取町 久保五丁目 3 番地先
3. 相手方 熊取町 [REDACTED]
[REDACTED]
4. 事故の概要 熊取町が管理する道路を相手方がバイクにて走行中、道路舗装と側溝との段差に接触後、転倒し受傷させたもの。
5. 損害賠償額 157,002 円